

公認会計士開業登録申請のご案内

この案内は、2号準会員(会計士補)、3号準会員、4号準会員のいずれかである申請者の方を対象としています。

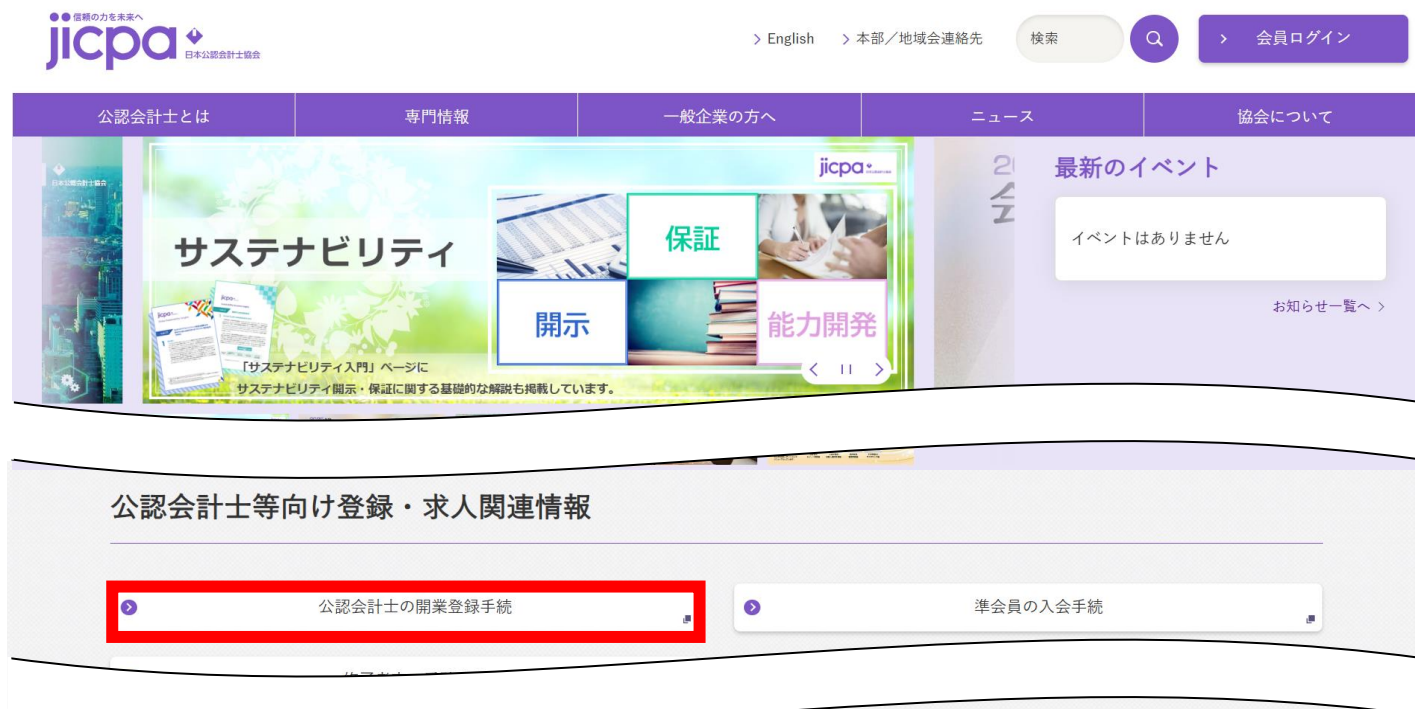
現在準会員として入会中の方は、**会員マイページ**から作成された書類でないと、開業登録申請を行うことができません。

申請手続の流れ

1. 日本公認会計士協会ウェブサイト（<https://jicpa.or.jp>）トップページより、「公認会計士の開業登録手続」ページにアクセスする。
2. 「公認会計士開業登録の手引」をダウンロードして内容を確認し、必要な書類が準備できたら、**会員マイページにログイン**する。
3. 申請書情報を入力し、PDFを作成する。
4. 作成したPDFを印刷し、添付書類と一緒に
日本公認会計士協会 会員登録グループ宛に郵送する。

登録免許税は同封の納付書を使用して納めることができます。

1. 日本公認会計士協会ウェブサイトトップページ画面下側に入口があります（下図参照）。



2. STEP1が“YES”であることを確認できたら、STEP2の“YES”に進み、 会員マイページにログインします。

公認会計士開業登録 申請書作成

STEP1. 公認会計士登録に必要な要件を満たしていることを示す書類は揃っていますか？

▶ YES	STEP2へ進んでください
▶ NO	但し、一度取得済みで紛失等により現在保有していない場合は、再発行申請を行って入手してください。 （平成18年以降）公認会計士試験合格証書の再発行 （平成17年以前）公認会計士試験第三次試験合格証書の再発行 実務補修終了証書の再発行 業務補助等の報告書受理番号通知書の再発行 ※業務補助について詳しく知りたい場合は下記を参照。 公認会計士の登録Q&A（金融庁ホームページ）

STEP2. 現在、準会員として入会していますか？
1号準会員、2号準会員（会計士補）、3号準会員、4号準会員

※準会員の方は、必ず会員マイページから申請書作成を行ってください。

▶ YES	「公認会計士開業登録の手引」を確認し、必要な書類を用意してから、会員マイページにログインして申請書作成処理を行ってください。 ※ログイン後の流れを確認（PDF） 会員マイページログイン画面へ 会員マイページのID・パスワードが不明な方は、以下のページよりID・パスワードの再発行申請を行ってください。 「会員マイページ ID・パスワード通知書」の再発行を希望する場合
▶ NO	「公認会計士開業登録の手引」を確認し、必要な書類を用意してから、申請書作成システムのログインIDを作成してください。 申請書作成システムログインID作成画面へ 既に申請書作成システムのログインIDを持っている方はこの下にある「申請書作成システムへのログイン」からログインしてください。

会員マイページ内の進み方は、
※ログイン後の流れを確認(PDF)
を開いてご確認ください。

「公認会計士開業登録の手引」を確認し、必要な書類を用意してから、
会員マイページにログインして申請書作成処理を行ってください。
※ログイン後の流れを確認（PDF）

会員マイページログイン画面へ

会員マイページのID・パスワードが不明な方は、以下のページよりID・パスワードの再発行申請を行ってください。

「会員マイページ ID・パスワード通知書」の再発行を希望する場合

会員マイページにログインするユーザーID・パスワードが不明な方は、再発行申請を行ってください。
なお、申請書による再発行は一週間程度かかりますので、書類締切日に余裕を持って申請してください。

3. 申請書情報を入力してPDFを作成します。

会員マイページ>会員情報の確認・変更より「開業登録申請へ」ボタンを押して入力画面を開き、画面上の注意事項や「公認会計士開業登録の手引」を確認しながら、入力してください。

ホーム > 会員情報の確認・変更

会員情報の確認・変更

入力画面ヘルプ よくあるご質問

下記の会員情報（登録事項・届出事項・役員歴等）をご確認ください。
不備がありますと協会からの情報等が届かなくなりますのでご注意ください。

登録事項・届出事項に変更がないことを確認したときは、「登録事項・届出事項ともに変更なし」ボタンをクリックしてください。

登録事項・届出事項ともに変更なし
最終確認日：平成31年4月4日
※“変更手続中”、“変更届出中”又は“仮保存あり”の場合、上記ボタンを押すことはできません。

証明書発行

登録事項・届出事項に変更がある場合は下記の該当するボタンをクリックし、入力画面ヘルプを参照しながら入力してください。
ただし、届出事項のうち海外在留歴及び（住所が日本国内以外）電話番号については、画面をスクロールして「海外在留歴の入力」又は「電話番号の入力」を入力してください。

変更手続の申請書を作成
公認会計士となる資格要件を満たし、開業登録する場合は、「開業登録申請へ」ボタンをクリックしてください。

届出事項の追加手続

開業登録申請へ

※入力画面を開くと、**準会員の登録内容が初期表示されます。**
変更がある場合には「変更手続へ」ボタンを押して「会員情報の確認・変更」画面に戻り、「変更手続の申請書を作成」ボタンより変更登録申請書（会計士補の場合）又は変更届出書（会計士補以外の準会員の場合）を**先に**作成してください。

4. 作成したPDFを印刷し、添付書類と一緒に日本公認会計士協会に郵送します。

提出が必要な書類や郵送先等については「公認会計士開業登録の手引」をご確認ください。

- 注1) 変更登録申請書又は変更届出書がある場合は、必ず公認会計士開業登録申請書類に同封してください。
注2) 記入内容の誤り、押印漏れ、書類の不足等がある場合、登録までに時間を要することになりますのでご注意ください。

お問い合わせは、日本公認会計士協会 会員登録グループまでお願いいたします。
E-Mail : kaiin@jicpa.or.jp